

大牟田市立小学校給食調理業務委託者募集要項

大牟田市（以下「本市」という。）は、令和8年4月からの中友小学校、明治小学校、手鎌小学校、白川小学校、羽山台小学校及び平原小学校の学校給食調理業務を民間委託するに当たり、専門技術と実績を有する民間事業者の中から、透明性及び公平性を確保しながら、「安全でおいしい学校給食」を提供できる優れた事業者を公募型提案方式（以下「プロポーザル方式」という。）により募集及び選定するため、必要な事項を以下のとおり定める。

1 業務名

（１）大牟田市立小学校給食調理等業務（Ａブロック）

（２）大牟田市立小学校給食調理等業務（Ｂブロック）

2 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（５年間）

3 履行場所

（Ａブロック）

大牟田市立中友小学校、明治小学校及び手鎌小学校の給食室とその付帯施設

（Ｂブロック）

大牟田市立白川小学校、羽山台小学校及び平原小学校の給食室とその付帯施設

4 給食室の概要及び基本食数

（Ａブロック）

※基本食数は令和8年度見込み

学校名	所在地	施設	仕様	基本食数
中友小学校	大牟田市中友町1-20	鉄筋コンクリート造 床面積 150 m ²	ウエットシステム	150
明治小学校	大牟田市明治町2丁目 21-1	鉄筋コンクリート造 床面積 150 m ²	ウエットシステム	250
手鎌小学校	大牟田市大字唐船395	鉄筋コンクリート造 床面積 168 m ²	ウエットシステム	430

（Ｂブロック）

学校名	所在地	施設	仕様	基本食数
白川小学校	大牟田市中白川町1丁目 183	鉄筋コンクリート造 床面積 170 m ²	ウエットシステム	310
羽山台小学校	大牟田市大字草木587-3	鉄筋コンクリート造 床面積 168 m ²	ウエットシステム	280
平原小学校	大牟田市平原町333	鉄筋コンクリート造 床面積 153 m ²	ウエットシステム	160

5 履行日数

- ・給食実施日数は委託対象校の定める日数（年間195日程度）
- ・長期休暇ごとに給食開始前の清掃及び施設・設備の点検に要する日数
- ・学校行事や研修の参加にかかる日数

6 応募方法

応募は業務のブロックごとに行うものとし、併願を認める。

ただし、令和7年4月1日時点で大牟田市学校給食調理業務を受託していない事業者は、1業務の応募に限る。（※選定についてはブロックごとに行う）

7 業務内容

具体的な業務内容は、「大牟田市立小学校給食調理業務委託仕様書」のとおりとする。

（1）給食実施日の業務

- ① 食材料の検収及び保管
- ② 調理
- ③ 保存食の採取・保存及び検食
- ④ 配食、運搬及び回収
- ⑤ 食器・調理器具の洗浄、消毒及び保管
- ⑥ 給食室・配膳室の施設設備、機器等の清掃と日常点検
- ⑦ 残菜及び塵芥等の処理
- ⑧ 食材料の在庫管理
- ⑨ 諸帳簿の記録

（2）給食実施日以外の業務

- ① 食器具・トレイ・食缶等の磨き、手洗い洗浄
- ② 調理機器の洗浄
- ③ 床・排水溝等、施設の清掃
- ④ 食品衛生法に基づく害虫駆除
- ⑤ 長期休業ごとの給食開始前における準備
- ⑥ 長期休業ごとの給食開始前における施設設備の点検作業

（3）その他前各号に付随する業務

8 応募資格

（1）資格要件

応募事業者の応募資格要件は以下のとおりとする。

- ① 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財政能力を有しており、本市が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- ② 文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づく、学校給食の受託実績を3年以上有していること。
- ③ 契約時に①及び②に掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができること。
- ④ 福岡県内に本店又は支店等を有し、履行施設に1時間程度で到着可能な体制であること。
- ⑤ 現地見学会に参加した事業者であること。（ただし、令和7年4月1日時点で大牟田市学校給食調理業務を受託している事業者については任意とする。）

（2）応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として市長が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者。
- ③ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者。
- ⑥ 九州地区において過去5年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の行政処分を受けた者。
- ⑦ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している者。
- ⑧ 暴力団員が実質的に運営している者。
- ⑨ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者。
- ⑩ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者。
- ⑪ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者。
- ⑫ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者。
- ⑬ 法人等の役員及び構成員に、市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は監査委員が含まれていないこと。

9 事業者募集等のスケジュール

募集要項等の公表	令和7年9月1日
現地見学会	令和7年9月22日、24日
募集要項等に関する質問の受付	令和7年9月29日～10月3日
募集要項等に関する質問の回答	令和7年10月9日
参加表明書及び提案書等の受付	令和7年10月23日～31日
第1次審査（書類審査）結果通知	令和7年11月10日
第2次審査（プレゼンテーション・ヒヤリング）	令和7年12月4日
最終審査決定通知	令和7年12月12日まで
契約締結	令和7年12月下旬頃
業務開始準備	契約締結～令和8年3月31日

※受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

10 募集要項等の公表

（1）公表方法

本委託事業に関する募集要項等の資料は、市のホームページで公開する。必要があるときはダウンロードすること。

（2）公表書類

- ① 本募集要項
- ② 大牟田市立小学校給食調理業務委託仕様書

11 現地見学会

(1) 日時

令和7年9月22日(月)、24日(水)

いずれも午後3時00分から

※業者ごとに実施。参加申込書を提出した事業者に対し、後日、日程等の調整の連絡を行います。

(2) 留意事項

① 現地見学会への参加希望事業者は、令和7年9月12日(金)午後5時までに、現地見学会参加申込書(様式第1号)により電子メールまたは FAX で大牟田市教育委員会事務局学務課給食担当(以下「学務課給食担当」という。)まで申し込むこと。送信後に電話にて連絡すること。

電話番号 0944-41-2865

FAX 番号 0944-54-7172

電子メール e-kyusyoku-c@city.omuta.fukuoka.jp

② 参加人数は、1業者につき2名までとする。

③ 白衣、帽子、上履き、検便結果検査票を持参すること。

12 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書(様式第2号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールまたは FAX で学務課給食担当まで提出すること。送信後に電話にて連絡をすること。

電話番号 0944-41-2865

FAX 番号 0944-54-7172

電子メール e-kyusyoku-c@city.omuta.fukuoka.jp

(2) 受付期間

令和7年9月29日(月)から10月3日(金)午後5時まで

(3) 質問に対する回答方法

令和7年10月9日(木)に HP で回答を公表する。また、現地見学会に参加した事業者には、FAX にて回答する。

13 参加表明書及び提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年10月23日(木)から10月31日(金)の午前9時から午後5時まで

※受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

(2) 提出書類

① 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第3号)

② 会社等の概要調査表(様式第4号)

下記アからカまでの書類を添付すること。(イからカについては直近2期分)

ア 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(写可。提出書類の提出日直前の3ヶ月以内に発行されたもの。)

イ 税務署への税務申告書

ウ 貸借対照表

エ 損益計算書

オ 製造原価報告書

カ 株主資本金等変動計算書(利益金処分計算書)

- ③ 九州地区において過去５年以内に食品衛生法による行政処分がないことの証明（任意様式）
- ④ 業務委託見積書（様式第５号）
- ⑤ 納税証明書
- ア 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書
- イ 福岡県の県税（同県税が課税されていないもので県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について滞納がないことの証明書
- ウ 大牟田市の市税（同市税が課税されていないもので市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について滞納がないことの証明書
- ⑥ 損害賠償責任保険の加入状況（様式第６号）
- ⑦ 提案書
- ア 大牟田市立小学校給食調理業務についての提案書（様式第７号）
- イ 学校給食に対する基本的な考え方について（様式第７号の１）
- ウ 安全衛生管理（危機管理）体制について（様式第７号の２）
- エ 衛生管理・業務実施体制について（様式第７号の３）
- オ 円滑な業務遂行について（様式第７号の４）
- カ 調理従事者等の教育について（様式第７号の５）
- ⑧ 役員等調書及び照会承諾書（様式第８号）
- ※様式のないものは、任意の様式とする。

（３）提出書類詳細

正本はA判フラットファイルの表紙及び背表紙に「事業者名」及び「商号または名称等」を記載する。前号①を１ページとして前号①から⑦までを綴じること。前号⑧のみはファイルとは別に提出すること。副本はA判フラットファイルに前号⑦を綴じること。なお、副本の表紙や前号⑦の提案書には事業所名等は記載しないこと。

- ① 書式は原則としてA判用紙、横書き、左綴じとすること。
- ② 提案書の記載については、「事業者名」及び「商号または名称等」を使用しないこと。
- ③ 見積額は、委託期間の総額が下記の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内であること。

ブロック	学 校 名	見積上限額（税込み）
Aブロック	中友小学校	71,695千円
	明治小学校	72,070千円
	手鎌小学校	134,520千円
Bブロック	白川小学校	111,865千円
	羽山台小学校	109,930千円
	平原小学校	71,695千円

- ④ 業務委託見積書には、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。
- ⑤ 業務委託見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印とする。

(4) 無効となる書類

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ② 予定価格を超えているもの。
- ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 提出部数

正本 1 部・副本 1 4 部

ただし、会社等の概要調査表（様式第 4 号）に添付するアからカまでの書類の提出は 2 部とし、別綴とすること。

(6) 提出先

大牟田市諏訪町 2 丁目 5 0 番地 大牟田市中学校給食センター
大牟田市教育委員会事務局 学務課給食担当

(7) 提出方法

直接持参すること。（郵送による提出は認めない）

14 選定・決定方法

(1) 第一次審査

- ① 参加表明書等の提出書類に基づき、応募資格要件について審査する。
- ② 審査結果については、令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）付けの第一次審査結果通知文書にて通知する。

(2) 第二次審査

- ① 本プロポーザルの審査は、大牟田市立小学校給食調理業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により行う。
- ② 審査は、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて実施する。
- ③ 日 時
令和 7 年 1 2 月 4 日（木） 時間は第一次審査結果通知文書に記載
- ④ 場 所
大牟田市諏訪町 2 丁目 5 0 番地
大牟田市中学校給食センター 2 階 研修室
- ⑤ 提案時間
1 5 分以内（選定委員からの質疑応答時間は含まない。）
- ⑥ 説 明 者
3 名以内
- ⑦ 審査項目及び配点については下表のとおりとする。

審査番号	審査項目	配点	点数
1	学校給食に対する基本的な考え方 ①教育の一環としての学校給食に対する理解 ②安全でおいしい給食の提供に向けての考え方	5	100
2	危機管理 ①給食調理業務における危機管理の考え方 ②調理場での事故防止対策 ③事故等発生時の対応	15	
3	衛生管理 ①衛生管理に関する考え方 ②衛生管理面に配慮した業務内容 ③衛生管理体制 ④衛生検査等の実施	20	
4	業務実施体制 ①業務責任者・業務副責任者の配置 ②調理従事者採用等の考え方 ③業務実施体制	20	
5	円滑な業務遂行能力 ①信用状況 ②安定的な履行能力 ③指示命令系統の確立 ④食物アレルギー対応	20	
6	調理従事者等の教育 ①教育・研修体制の確立 ②委託開始前の研修・訓練計画の確立	10	
7	見積額 ①委託料の見積額	10	
8	地域加算	10	10

⑧ 選定については、委員の採点の合計点数のうち、最高点と最低点数を除いて平均点を算出し、審査項目の合計の平均点が満点の6割以上で、かつ最高得点を獲得した者を最終業務委託候補者（以下「最終候補者」という。）とする。

⑨ 地域加算として、本市に主たる事務所または事業所を有する者に加点する。

⑩ 最終候補者が複数となる場合は、審査番号3・4の合計点数が高い者から順位付けを行う。

⑪ 応募事業者が1事業者の場合でも審査を行い、選定委員会により適切な事業者と判断した場合は、最終候補者とする。

⑫ 本市は、選定委員会の審査結果を踏まえた最終候補者を決裁等の手続きを経て、委託事業者として決定する。決定した委託事業者が辞退その他の理由で契約を締結しない場合は、次点者と契約するものとする。ただし、選定委員会が適切でないと判断した場合はこの限りでない。

⑬ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、罰則については定めない。

※プレゼンテーションに際しパソコン・液晶プロジェクターは使用しないこと。

15 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書等の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関する必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者からの提出書類等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、本市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取り扱い

① 提出書類については、変更できないものとし、返却しないこととする。

② 提出書類は、必要に応じ複写することがある。

③ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成 15 年条例第 37 号）に基づき、原則として全部公開する。ただし、同条例第 7 条により、個人に関する情報や、法人その他の団体に関する情報であって公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開となるため、公開決定等に当たって意見書を提出する機会を与えることがある。なお、意見の申し出があった該当箇所を含む公文書の公開・非公開については、市が決定する。

(5) その他

業務委託期間中に、履行場所に係る学校編成等があった場合は、本市と契約内容について協議を行うものとする。

16 審査結果通知

第二次審査結果については、令和 7 年 12 月 12 日（金）までに応募事業者に対し文書にて通知するとともに市のホームページに掲載する。

17 事務局

大牟田市教育委員会事務局 学務課給食担当（坂梨・安部・木下）

〒836-0051 大牟田市諏訪町2丁目50番地

大牟田市中学校給食センター

電 話 番 号 0944-41-2865

FAX 番 号 0944-54-7172

電 子 メ ー ル e-kyusyoku-c@city.omuta.fukuoka.jp